

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 14 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500376号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500133号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年3月17日から昭和46年12月21日まで

請求期間において、B市にあったA社に勤務していたにもかかわらず、年金記録によれば、厚生年金保険の被保険者となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は昭和52年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所ではないことが確認できる上、同社の事業主は「当時の人事資料等はすべて廃棄しており、詳細は不明であるが、請求期間は当社が厚生年金保険の適用事業所となる前のことであるので、届出等の手続もしておらず、従業員の給与から保険料を控除していなかったものと考えられる。」と陳述している。

また、請求期間にA社において雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚9人の年金記録を調査したところ、厚生年金保険の被保険者であった者は確認できなかった上、請求者が記憶する者を含む複数の同僚が、会社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった旨の回答をしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和52年5月1日付けで34人が資格を取得していることが確認できるが、同日より前に同社で厚生年金保険の記録が確認できる者はおらず、請求者の名前は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500410号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500106号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月2日の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

平成16年7月2日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月

日本年金機構の記録では、請求期間に支給された賞与に係る記録がない。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及び事業主から提出された賞与支給明細書により、請求者は平成16年7月2日に賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、平成16年3月12日から同年10月31日まで、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われず旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、請求者及び事業主より提出された賞与支給明細書における賞与額から22万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500200号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500069号

## 第1 結論

昭和36年7月から昭和37年3月までの請求期間及び昭和40年4月から昭和41年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年7月から昭和37年3月まで  
② 昭和40年4月から昭和41年3月まで

請求期間①及び②に係る国民年金保険料は、父が、父母の分と合わせて納付した。国民年金手帳では、請求期間①及び②に係るページがそれぞれ左右ともに切り離されており、内容について確認できないが、それぞれの右側のページ(国民年金印紙検認台紙)に「検」の割印が押されているので、保険料を納付したのだと思う。当該期間に係る保険料が未納とされていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、請求者は、請求者の父が、請求者の父母の分と合わせて納付したと主張している。

しかしながら、請求者の父は既に亡くなっており照会を行うことができない上、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったとしていることから、請求期間①及び②に係る保険料納付状況が不明である。

また、請求者に係る国民年金手帳記号番号は昭和36年11月29日に払い出されているが、請求者の父母に係る国民年金手帳記号番号は昭和43年8月21日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿によりそれぞれ確認できることから、請求者の父母は請求期間①及び②当時は国民年金に加入しておらず、請求者の父が、請求者の父母の分と合わせて請求期間①及び②に係る国民年金保険料を請求期間①及び②当時に納付することは不可能である。

さらに、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、請求者は、国民年金手帳における国民年金印紙検認台紙の割印をもって請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該割印は、当該台紙を社会保険事

務所（当時）に送付するため、保険料の納付の有無にかかわらず市町村が切り取り線上に押印したものであり、保険料が納付されたことを証明するものではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500172号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500070号

## 第1 結論

昭和43年\*月から昭和44年11月までの請求期間及び昭和46年6月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年\*月から昭和44年11月まで  
② 昭和46年6月から昭和56年3月まで

請求期間①及び②は、私が20歳となった時に、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料についても納付をしていたはずである。

これらの期間が、国民年金保険料の未納期間とされていることには納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②については、請求者は、20歳になったときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付書に記載されている納付期限ごとに納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得時期により、請求期間②後の昭和57年1月頃にA市で払い出されたものと考えられ、同市の国民年金被保険者名簿においても、受付年月日が「57.1.11」と記載されていることが確認できることから、請求者は、当該払出時点まで国民年金に未加入であり、請求期間①及び②の国民年金保険料をその期間当時に納付することができない上、当該払出時点においても、請求期間①の全部及び請求期間②の大部分は、時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる検索及びオンラインの氏名検索により請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。